

川崎市健康づくり事業等実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 健康増進事業（健康増進法第17条第1項関係）
 - 第1節 総則（第5条・第6条）
 - 第2節 健康手帳（第7条～第9条）
 - 第3節 集団健康教育（第10条～第15条）
 - 第4節 健康相談（第16条～第20条）
 - 第5節 訪問指導（第21条～第26条）
- 第3章 健康づくり事業
 - 第1節 総則（第27条・第28条）
 - 第2節 健康づくり普及啓発事業（第29条～第32条）
 - 第3節 たばこ対策事業（第33条～第36条）
- 第4章 記録、評価及び事業報告（第37条・第38条）
- 第5章 雑則（第39条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が実施する健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項に基づく事業であって、健康増進事業実施要領（平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知）に基づき実施する健康増進事業（以下「健康増進事業」という。）及び健康増進法に基づくその他の健康づくり事業（以下「健康づくり事業」という。なお、健康増進事業と健康づくり事業を合わせて表記する場合、以下総称して「健康づくり事業等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連携体制）

第2条 市長は、健康づくり事業等の企画、運営及び実施に当たり、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）その他の行政機関、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会その他の保健医療関係団体等（以下「保健医療団体等」という。）、福祉関係機関及び住民組織等の協力を得て、健康づくり事業等と地域や職域の保健サービスの有機的な連携及び調整を積極的に図るものとする。

2 市長は、健康づくり事業等の企画、運営及び実施に当たり、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第18条に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導（特定健診と特定保健指導を合わせて表記する場合、以下総称して「特定健診・保健指導」という。）及び同法第125条に定める後期高齢者に対する保健事業並びに介

護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に定める地域支援事業との連携を十分に図り、市民の利便性に配慮するものとする。

（計画の推進）

第3条 健康づくり事業等の実施に際しては、市で定める健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の各目標の達成に寄与するように、計画の推進を図りつつ事業実施に努めるものとする。

（実施主体）

第4条 健康づくり事業等の実施主体は、健康福祉局とし、健康福祉局としては健康福祉局保健医療政策部健康増進担当が実施し、区役所としては地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課及び地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当が実施する。

第2章 健康増進事業（健康増進法第17条第1項関係）

第1節 総則

（実施事業）

第5条 市長は、次に掲げる健康増進事業を実施することができる。

- （1）健康手帳の交付
- （2）集団健康教育
- （3）健康相談
- （4）訪問指導

（実施方法）

第6条 健康増進事業は、内容に関して知識経験を有する学識経験者、健康づくりや医療に関して知識、経験及び技術を有する者等（以下「医療職等」という。）を講師として、区役所その他の公共施設等において実施するものとする。

第2節 健康手帳

（目的）

第7条 健康手帳は、特定健診・保健指導等の記録その他健康の保持のために必要な事項を記載し、生活習慣病予防を中心とした市民自らの健康管理に資することを目的とする。

（対象者）

第8条 健康手帳の交付の対象者は、市内に居住する40歳以上の者で次に掲げる者のうち健康手帳の交付を希望する者とする。

- （1）健康教育、健康相談、又は訪問指導を受けた者
- （2）特定健診、高齢者医療確保法第125条に基づく健康診査又は健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業等を受けた者

(交付方法)

第9条 健康手帳の交付は、対象者による厚生労働省ホームページからのダウンロードによるものとする。

第3節 集団健康教育

(目的)

第10条 集団健康教育は、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

(種類)

第11条 集団健康教育の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般健康教育
- (2) 歯周疾患健康教育
- (3) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育
- (4) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育
- (5) 病態別健康教育
- (6) 薬健康教育

(対象者)

第12条 集団健康教育は、原則として、市内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。

(実施方法)

第13条 集団健康教育は、医療職等を講師として、区役所その他の施設等において実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、他の保健事業との同時実施や教材の使用方法等を工夫して、健康教室、講演会、学習会等を実施するものとする。

(実施内容)

第14条 集団健康教育は、次に掲げる内容について実施する。

- (1) 一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方その他健康に関して必要な事項について

- (2) 歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい理解について

- (3) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育

骨粗鬆症及び転倒予防を含めたロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する正しい知識、生活上の留意点について

- (4) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育

慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関するリスクや正しい知識、問診票や簡易型を含むスパイロメーターを活用した肺年齢測定、禁煙支援等

(5) 病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

(6) 薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する一般的な知識について

(留意事項)

第15条 集団健康教育は、次に掲げる事項を十分に留意した上で実施するものとする。

- (1) 特定保健指導や個別健康教育等と適切に連携することにより、具体的な生活習慣の改善がもたらされるよう、総合的な取り組みに配慮するとともに、同じ病態を共有する者に対する集団的な指導を通じて、共通の目的に向けて対象者が自らの健康管理に対する主体的な取組を実践するための工夫を行うこと
- (2) 集団健康教育の実施に当たっては、地域の保健医療団体等の協力を得て、講師の確保等に配慮すること

第4節 健康相談

(目的)

第16条 健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

(種類)

第17条 健康相談の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 重点健康相談

- ア 高血圧
- イ 脂質異常症
- ウ 糖尿病
- エ 歯周疾患
- オ 骨粗鬆症
- カ 女性の健康
- キ 病態別（肥満、心臓病等）

(2) 総合健康相談

(対象者)

第18条 健康相談は、原則として、市内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とする。ただし、健康相談の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。

(実施内容)

第19条 健康相談は、次の各号に掲げる内容について実施する。

(1) 重点健康相談

- ア 高血圧について、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等
- イ 脂質異常症について、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等
- ウ 糖尿病の進行防止及び糖尿病が引き起こす動脈硬化等の合併症の防止等個人に適した正しい健康管理方法に関する相談指導等
- エ 口腔歯肉、歯牙の状態等について行う観察及びそれに基づく相談指導並びに歯垢及び歯石の除去、ブラッシング等について行う相談指導等（なお、個人の歯の健康状態に応じて、歯槽膿漏、歯肉炎等歯周疾患の予防及び管理を図る。）
- オ 骨粗鬆症について、個人の食生活、運動その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等
- カ 女性専用外来や健診機関の案内、女性の健康づくりについて個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導
- キ 肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等（アからカに掲げるものを除く。）

(2) 総合健康相談

総合健康相談は、対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主な内容とする。

(留意事項)

第20条 健康相談は、次に掲げる事項について十分に留意した上で実施するものとする。

- (1) 健康相談を実施するに当たっては、健康教育、特定健診、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業其他の保健事業や、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等で実施する精神保健福祉相談等の事業と連携を保ちながら実施すること
- (2) 市医師会及び市歯科医師会等の協力を得て、医師及び歯科医師の指導を受ける等の連携のもとに健全な生活習慣の定着を図ること
- (3) 専門スタッフの確保に努め、地域の栄養士会、食生活改善推進員協議会等栄養関係団体、社会福祉協議会、老人クラブ等老人福祉関係団体等各方面の関係者の協力を得て、相談内容の多様化等に対応できるよう配慮すること

第5節 訪問指導

(目的)

第21条 訪問指導は、療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、医療職等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを

目的とする。

(対象者)

第22条 訪問指導は、市内に居住地を有する40歳から64歳までの者であって、市が実施する特定健診及び規則第4条の2に定める健康増進事業等において、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者を対象とする。

(実施方法)

第23条 訪問指導における訪問指導担当者は、医療職等とする。

2 前項に定める訪問指導担当者は、次に掲げる手順で実施するものとする。

- (1) 対象者及びその家族等からの相談、特定保健指導その他の保健事業の実施に伴う情報、医療機関、福祉関係機関その他の関係団体からの依頼に基づき、対象者を把握する。
- (2) 初回訪問指導は原則として保健師が行い、対象者及び家族の状況（心身の状態、既往歴、生活習慣、栄養状態、口腔衛生状態、家族の介護等の状況、生活環境等）を把握した後、必要に応じて管理栄養士、歯科衛生士等と協議の上、訪問指導の目標、内容その他の必要な事項からなる訪問指導計画を策定するものとする。

(実施内容)

第24条 訪問指導は、次の各号に掲げる内容について実施する。

- (1) 家庭における療養方法に関する指導（栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導）
- (2) 介護を要する状態になることの予防に関する指導（閉じこもりの予防、転倒の予防その他の介護を要する状態になることの予防のために必要な指導）
- (3) 家庭における機能訓練方法、住宅改造及び福祉用具の使用に関する指導
- (4) 家族介護を担う者の健康管理に関する指導
- (5) 生活習慣病の予防等に関する指導
- (6) 関係諸制度の活用方法等に関する指導（医療、保健、福祉その他の諸制度及びサービスの活用方法等に関する情報提供、相談、指導及び調整）
- (7) 認知症に関する正しい知識、緊急の場合の相談先等に関する指導
- (8) その他健康管理上必要と認められる指導

(関係機関との連携)

第25条 訪問指導の実施に当たっては、保健医療団体等、福祉関係機関及び住民組織等と緊密な連携を図るものとする。

- 2 訪問指導を担当する者相互間の連携及びホームヘルパー、民生委員等との協力を密にし、必要に応じて、他の関係機関との連携を図るものとする。
- 3 他の医療保険各法に基づき、訪問看護若しくは訪問リハビリテーションを受けている者又は介護保険において要介護等である者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護及び訪問リハビリテーションと内容が重複するサービスについては行

わないことを原則とし、それらのサービス提供者等と連携を十分に図るものとする。

4 認知症の人に対する訪問指導の実施については、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）等で実施されている精神保健相談事業との連携を図るものとする。

（留意事項）

第26条 訪問指導の実施において、対象者の心身の機能が低下していることをかんがみ、事故防止及び緊急時の措置等に万全を期すものとする。

第3章 健康づくり事業

第1節 総則

（実施事業）

第27条 市長は、次に掲げる健康づくり事業を実施するものとする。

（1）健康づくり普及啓発事業

（2）たばこ対策事業

（実施方法）

第28条 健康づくり事業は、医療職等を講師として、区役所その他の施設等において実施するものとする。

第2節 健康づくり普及啓発事業

（目的）

第29条 健康づくり普及啓発事業は、生活習慣病予防を中心とした疾病予防及び健康増進計画の目標を効果的に達成するために、健康づくりの普及啓発、相談及び情報提供を行うことで、市民の主体的な健康づくりを促進することを目的とする。

（対象者）

第30条 健康づくり普及啓発事業の対象者は、市内に居住地を有する又は市内に在勤若しくは在学する者とする。

（実施内容）

第31条 健康づくり普及啓発事業は、市民が健康づくりを主体的に取り組む動機付けを行うために次に掲げる内容について実施する。

（1）講話形式の講演会

（2）受講者自身も参加する演習形式の教室

（3）健康づくり等の催事で実施する啓発活動

（4）健康に関する相談

（留意事項）

第32条 健康づくり普及啓発事業は、次の各号に掲げる事項について十分に留意した上で実施するものとする。

（1）健康づくり普及啓発事業で取り扱う主題は、健康増進計画で定める各目標の達成に寄与するものを設定すること

- (2) 第5条第2号で定める健康教育との事業実施上の位置づけを明確にすること。
- (3) 前条第1号及び第2号の事業実施に際しては、市民の主催する集会や地域の会館等に医療職等を派遣する出前形式等とすること

第3節 たばこ対策事業

(目的)

第33条 たばこ対策事業は、喫煙者自身の喫煙による健康被害の防止及び非喫煙者が被る受動喫煙の防止を図ることで、もって、市民のたばこによるり患の危険性の減少及び健康の保持増進を目的とする。

(対象者)

第34条 たばこ対策事業の対象者は、市内に居住地を有する又は市内に在勤若しくは在学する者とする。

(実施内容)

第35条 たばこ対策事業は、次に掲げる内容について実施する。

(1) 受動喫煙防止及び分煙化対策

公共施設や職場等における受動喫煙防止及び分煙化（以下「受動喫煙防止」という。）対策の推進のために、企業及び施設管理者、職場環境衛生の向上に取り組む者、飲食店事業者その他受動喫煙対策に関心がある者等に対し、学習会や講演会等の啓発活動を通して、受動喫煙防止の環境整備を推進するものとする。

(2) 喫煙の低年齢化防止対策

学校等、未成年の者が多く集まる場所において、たばこの健康被害及び喫煙防止に対する普及啓発活動を行うものとする。

(3) 禁煙普及啓発事業

地域やその他市民が多く集まる場所において、たばこの健康被害及び禁煙に対する普及啓発活動を行うものとする。

(4) 個別禁煙支援事業

禁煙を希望する者に対し、継続的な禁煙のための支援を行うものとする。ただし、40歳から64歳までの対象者に対しては、健康増進事業に定める喫煙者個別禁煙教育として実施するものとし、事業報告においては明確に区別するものとする。

(留意事項)

第36条 前条第1号から同条第3号の事業実施に際しては、市民の主催する集会や地域の会館等に講師及び職員等を派遣する出前形式を積極的に活用すること

第4章 記録、評価及び事業報告

(記録及び評価)

第37条 健康づくり事業等の実施に当たっては、内容を記録するとともに、参加者にアンケート調査等を行い、参加者の健康づくりに対する意識及び行動又は事業実施結果を集積及び分析し、事業の実施方法や内容について、その後の改善に努める

ものとする。

(報告書)

第38条 健康づくり事業等を実施する地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長は、事業実施について、各月ごとに別に定める様式に基づいて事業実施報告書を作成し、別に定めた期日までに健康福祉局長宛報告するものとする。

第5章 雑則

(細則)

第39条 この要綱に定めるもののほか、健康づくり事業等の実施に関して必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。